

政令

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年八月六日

内閣総理大臣 小渕 恵三

政令第二百四十九号

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十九条第一項第二号の規定を実施するため、この政令を制定する。

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を削り、同条第四項中「割合」を「割合以下この項において「掛金率」という。」に、「前二項」を「大蔵大臣の定める基準に従つて、掛金率を段階的に引き上げることによつて、前項」に、「を当該事業年度以後における組合員の標準報酬の月額（当該標準報酬の月額の合計額を大蔵大臣の定めるところにより現在の価額に換算したものをいう。）の合計額で除し、これに百分の五十を乗じて」を「当該事業年度以後における掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第八條第一項中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 宮澤 喜一

内閣総理大臣 小渕 恵三

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年八月六日

内閣総理大臣 小渕 恵三

政令第二百五十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 別表第六十五号に掲げる地区 平成十一年四月一日

別表第十七号及び第十八号を次のように改める。

十七及び十八 削除

別表第六十五号(1)を削り、同号(2)を同号(1)とし、同号(3)を同号(2)とし、同号(4)を同号(3)とし、同号(5)を同号(4)とし、同号(6)を同号(5)とし、同号(7)中「(5)及び(6)」を「(4)及び(5)」に改め、同号(7)を同号(6)とする。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

通商産業大臣 与謝野 馨

自治大臣 野田 毅

内閣総理大臣 小渕 恵三

省令

○大蔵省令第七十七号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三十六条において準用する同法第二十条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年八月六日

大蔵大臣 宮澤 喜一

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の二、第八十六条及び附則第七項中「令第十二条第三項に規定する利率」を「年五・五パーセント」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○運輸省令第三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十五条第三項及び第五項、第八十条第一項並びに第九十四条の四第一項の規定に基づき、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年八月六日

運輸大臣 川崎 二郎

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令

（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第一条 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二級ジーゼル自動車整備士」を「二級ジーゼル自動車整備士」に改める。

第五条第二項中「一級二輪自動車整備士」の下に「二級自動車シャシ整備士」を加える。

第六条第三項の表第一号の次に次のように加える。

一の二 次条に規定する一種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの	実技試験
---	------

第六条第三項の表第二号の次に次のように加える。

二の二 次条に規定する二種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの	実技試験
---	------

第八条中「自動車の種類」を「自動車又はシャシの種類」に「自動車」を「自動車又はシャシ」に改め、同条の表中

を	
二級ジーゼル自動車整備士の技能検定	ジーゼル自動車（ジーゼル・エンジンを原動力とする自動車）をいう。以下同じ。
二級ジーゼル自動車整備士の技能検定	ジーゼル自動車（ジーゼル・エンジンを原動力とする自動車）をいう。以下同じ。
二級自動車シャシ整備士の技能検定	普通自動車、四輪の軽自動車及び三輪の軽自動車（エンジンを除く。以下「普通自動車等シャシ」という。）

に、「組立」を「組立て」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第九条の表中「普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の小型自動車、四輪の軽自動車及び三輪の軽自動車（エンジンを除く。以下同じ。）」を「普通自動車等シャシ」に、「組立」を「組立て」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第十七条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「技能検定」の下に「二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。以下この条において同じ。」を加える。